

令和4年広審第12号

裁 決

漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

海技免許 五級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年1月27日08時02分

鳥取県境漁港

2 船舶の要目

船種 船名 漁船A

総トン数 281トン

全 長 55.30メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 1,839キロワット

船種船名 漁船B  
総トン数 75トン  
登録長 24.50メートル  
機関の種類 ディーゼル機関  
出力 507キロワット

### 3 事実の経過

Aは、平成20年5月に進水し、下層を機器室、上層を操舵室とする甲板室を船首楼甲板上に、機関室囲壁を船尾寄りの上甲板上に、同甲板下方に魚倉5個をそれぞれ設け、船首楼後部及び同囲壁前部にデリック各1台を備える、可変ピッチプロペラ及びバウスラスタを装備した中型まき網漁業に従事する鋼製探索船兼運搬船で、令和3年1月26日境漁港に入港して水揚げを終え、鳥取県境港市入船町所在の岸壁（以下「入船岸壁」という。）の、境港指向灯から275度（真方位、以下同じ。）210メートルとなる地点（以下「係留地点」という。）で、087度に向首して右舷着けで係留し、第1種中間検査を造船所で受検するため、翌日まで待機することとなった。

翌27日a受審人は、08時00分前に操舵室で待機し、Aと互いに船首を対し、約30メートル隔てて左舷着けで入船岸壁に係留中のB及び周辺水域を航行する船舶の各状況をそれぞれ確かめ、離岸に備えて乗組員を船首尾各部に配置した。

ところで、a受審人は、従前と同様に、係留索を解纜<sup>かいらん</sup>した後、バウスラスタを操作して入船岸壁の防舷材に押し当てた船尾を支点とする左回頭を始め、北東方に向首したところで同スラスタに替えて主機及び可変ピッチプロペラの翼角（以下「翼角」という。）を操作し、係留地点の北側で、船首を北に向け、かつ、船尾を同岸壁から約20メートル離れた態勢となれば、左回頭を続けて西方に向首させ、境水道

大橋付近から境港第3区に至る維持水深9メートルの堀下げ済み水路（以下「境港水路」という。）を西行して同区所在の造船所に向かうこととしていた。

こうして、Aは、a受審人ほか5人が乗り組み、造船所に回航する目的で、船首1.8メートル船尾4.2メートルの喫水をもって、同日08時00分係留索を解纜して入船岸壁を離岸し、左回頭を開始した。

a受審人は、北東方に向首したのでバウスラストに替えて翼角を前進として左舵をとったものの思うほど左方に回頭せず、北東方に向首したまま船首方に移動したので、通航する他船の妨げになることを懸念して境港水路を見渡したところ、右舷方に西行中の船舶を認めたので、一旦前進行きあしを止め、後退して同船の進路を避けることとした。

a受審人は、翼角を後進とし、08時01分少し過ぎ境港指向灯から292度175メートルの地点で、1.5ノット（対地速力、以下同じ。）の後進行きあしで後退を開始した。

後退を開始したとき、a受審人は、回頭中に東方に移動してBの北側に位置しており、同位置のまま後退すると同船に接近する状況となっていたが、境港水路を西行する船舶の動静に気をとられ、入船岸壁やBとの相対位置を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、同船の北側に位置していることも、前示状況となっていることにも気付かず、係留地点の北側に位置しているものと見込んで後退を続けた。

a受審人は、左舵一杯及び翼角を後進として左回頭しながら後退中、船尾部がBに接近するのを認め、急ぎ翼角を前進としたが、及ばず、08時02分境港指向灯から278度165メートルの地点において、Aは、014度に向首し、0.8ノットの後進行きあしとなったとき、

その船尾部がBの右舷前部に前方から76度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力3の北北西風が吹き、潮候は上げ潮の初期であった。

また、Bは、平成4年7月に進水した、はえなわ漁業に従事する長船尾楼型FRP製漁船で、船首0.8メートル船尾2.0メートルの喫水をもって、令和3年1月26日15時30分頃270度に向首して左舷着けで入船岸壁に着岸し、翌27日に離岸する予定で無人の状態として係留中、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船尾部に修理を要しない凹損及び擦過傷を、Bは、右舷前部外板に亀裂等を生じたが、後に修理された。

#### (原因及び受審人の行為)

本件衝突は、境漁港において、Aが、入船岸壁を離岸した後、同岸壁沖合で後退する際、船位の確認が不十分で、入船岸壁に係留中のBに接近したことによって発生したものである。

a受審人は、境漁港において、造船所に回航するため入船岸壁を離岸した後、同岸壁沖合で後退する場合、入船岸壁に係留中のBに接近することのないよう、同岸壁や同船との相対位置を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、境港水路を西行する船舶の動静に気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、Bの北側に位置していることも、同位置のまま後退すると同船に接近する状況になっていることにも気付かないまま後退してBとの衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年10月5日

広島地方海難審判所

審判官 濱 田 真 人